

監査役の資質や態度を欠いていると判断

# 解任監査役が損害賠償請求も 会社側に正当な理由あり

解任された上場会社の監査役であった原告が、会社に対して未払いの報酬及び解任により残任期中に得られるはずであった報酬に相当する額の損害賠償を求めた裁判で、東京地方裁判所（井出正弘裁判官）は令和7年8月7日、原告への未払い報酬は認めたものの、被告が監査役を解任した理由は相当であるとし、そのほかの損害賠償請求は斥けた。裁判所は、原告は、社外監査役に執行側の監査役報酬の提案額を伝えないなど、社外監査役の役割を軽視し、お手盛りで自己の報酬を決定したものととの批判を免れないなどと厳しく批判。被告が原告を監査役から解任したことに正当な理由があったものと認めるのが相当であるとした。

## 会社法上、監査役報酬の決定は取締役会の同意不要

本件は、東証スタンダード市場に上場するオリジナル設計（被告）の監査役を解任された原告が未払いの報酬（135万円）及び解任により残任期中に得られるはずであった報酬額に相当する5,351万円余りの損害賠償を求めたもの。原告は、監査役会で「監査役報酬配分協議書」（以下「協議書」）が作成されたことにより、原告の報酬は月額120万円と決定されたと主張。一方、被告である同社は、原告の報酬に未払いはないとし、損害賠償請求についても監査役報酬の協議における原告の不適切な対応があったことなどから、解任には正当な理由があると反論し、各請求について争っている。

新しく常勤監査役に就任した原告は、監査

役会において、常勤監査役の報酬額を2022年の上場会社の常勤監査役の平均報酬額1,663万円（月額138万円）を参考として従前の報酬額（年額900万円）の1.6倍に相当する年額1,440万円にすることを決定。社長と協議すべきとの社外監査役兩名の指摘にもかかわらず、会社法上、監査役報酬の決定は取締役会の同意は不要であるとし、社外監査役兩名との再協議にも応じることはなかった。その後、被告は、原告が社外監査役兩名との信頼関係を著しく損ね、今後の監査役会としての活動に支障を生じさせると判断せざるを得ないとして、臨時株主総会を開催し、原告を監査役から解任した。

## お手盛りで自己の報酬を決定したものととの批判を免れず

裁判所は、監査役報酬は監査役会での協議の結果、原告及び社外監査役兩名の押印された協議書が作成されており、原告の監査役報

酬は月額120万円とする監査役の協議が成立していたものと認めることができると指摘。被告は、社外監査役兩名において、協議